

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告..... (総務業務センター)	17
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	18
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農業施設管理課)	18
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	18
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	18
○道路の供用の開始..... (道路課)	18

告 示

北海道告示第20号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成19年1月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア パーソナルコンピュータ 130台
- イ パーソナルコンピュータ 11台
- ウ パーソナルコンピュータ 371台

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期日 平成19年3月16日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階会議室
 (送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター)

(2) 入札日時 平成19年2月6日(火)午前10時30分(送付による場合は、平成19年2月5日(月)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 平成18年7月14日付け北海道告示第615号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 入札参加申込書の提出

(1) 提出期限 平成19年1月23日(火)午後5時(送付による場合は、平成19年1月22日(月)必着)

(2) 提出場所 3に同じ。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
 電話番号 011-204-5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :
 a . Personal Computer 130
 b . Personal Computer 11
 c . Personal Computer 371
 B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., February 6, 2007
 (Mailed bids must arrive no later than February 5, 2007)
 C . Contact :
 Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau
 Department of General Affairs,Hokkaido Government
 Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
 Phone : 011-204-5076

北海道告示第21号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。

平成19年1月12日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成18.12.25	新十津川土地改良区
同	門別土地改良区
同 18.12.26	多度志土地改良区

北海道告示第22号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、長沼町長都東地区
の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成19年1月12日から20日間、一般の縦
覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づ
き、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることが
できる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服
がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北
海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の
取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第23号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、せたな町檜山北地
区の換地処分をした。

平成19年1月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第24号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保
安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条
の規定により、その通知の内容を美深町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年北
海道告示第997号のとおりである。

平成19年1月12日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

中川郡美深町字菊丘155の1、155の2、348所在の森林について所有権を有する

杉本要吉

中川郡美深町字菊丘155の3所在の森林について所有権を有する 中村クマ

中川郡美深町字菊丘331所在の森林について所有権を有する 宮川敏夫

中川郡美深町字辺溪56所在の森林について所有権を有する 水上崇

北海道告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日か
ら2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年1月12日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
-----------	---------	---------

道道 船泊港利礼公園線	礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ460番1地先(国有未開地)から礼文郡礼文町大字	平成19. 1.12
-------------	--	------------

北海道稚内土木現業所	船泊村字ヤンベマナイ369番2地先まで	
------------	---------------------	--

道道 比厚賀停車場線	新冠郡新冠町字美宇2番1地先から	同
北海道室蘭土木現業所	新冠郡新冠町字美宇5番地先(河川敷地)まで	